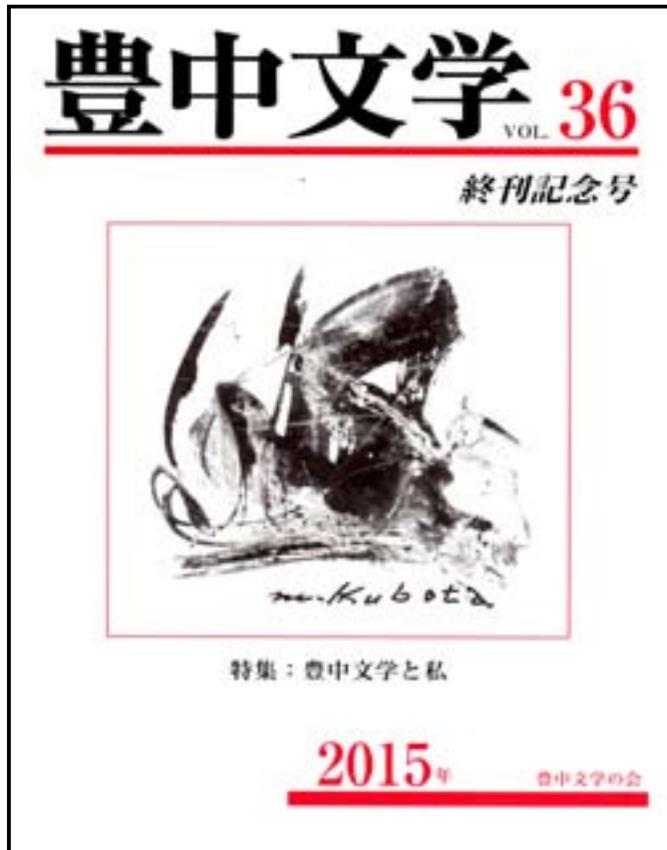

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第47号 (2015年4月)



じんけん ぶんか まちづくり第47号

◆目次◆

■巻頭コラム「人権文化」をどう受け止めるか	3
■評議員のページ「精神障害者像の歪み」	7
■理事のページ「戦後70年・阪神淡路大震災20年・法人化5年・人権文化に一考」	8
■楽遊ガイド「がんばれ！負けるな！！蒼国来！！」	10
■報告「企業人権協との交流会」	12
■蛭池地域「2015年度も素敵な出会いとつながりを」	14
■豊中地域「保育教育協議会 部落問題を学び合う」	15
■報告「ひゅうまんプラザ・私からはじまる人権」	16
■転載「豊中文学と私 ドランで『豊中文学』編集会議」	18
■お知らせ「合冊子を発行しました！」	20
■報告「第一次大戦再考」（後編）	21
■新聞切り抜き帖から「メディアでおしゃべりの取材を受けました！」	26
■書評「捏造の科学者」	28
■2015年度の事業推進にあたって	30
■あとがき	35

＜表紙の写真「豊中文学」終刊号＞

同人誌「豊中文学」が創刊されたのは、57年前の1958年。それが、今年3月に発刊された36号で終刊を迎えました。同号で同人の日野範之さんが、「関西の地で50年以上続いてきた同人誌の老舗は3つ。VIKING誌（現在758号）、大阪文学学校の『樹林』誌（現在588号）、『豊中文学』（現在35号）。10年以上続く同人誌は少ないのですから、『豊中文学』は56年、よくぞ続いてきました。」と、書かれているように、老舗三大誌の一つであったわけです。

「編集後記」で金岡道子さんは、「この誌の終刊は、主たる豊中在住のメンバーが皆、高齢化したとはいえ、実に寂しいことである。それは涙が出るほどである。」と心情を吐露されていますが、誌に寄せるあふれんばかりの愛情が伝わってきます。そして、「次代を担う若い方々が、新スタイルの同人誌を立ち上げてくださることを切に願いつつ、筆を置く。」と結ばれていますが、誌に関

わった幾多の同人の思いでもあると思います。

創刊メンバーの一人故・寺本知さんのことは、部落解放運動の面ではそれなりに知ってはいましたが、「文学」にはうとい私にとって、そうした世界にはあまり関心を持ちませんでした。それが今頃になって、ようやく「寺本知の世界」の奥深さが分かりかけてきたような気がします。まなざしの柔らかさ、言葉のぬくもり、ふるまいの涼やかさなど、人間観の暖かさを思うとともに、もっと薫陶を受けることができたのに…と。

終刊号では、その寺本さんのおつれ合いの寺本英美子さんと長男の寺本新さんも寄稿していますが、18ページに英美子さんの文章を再録させていただきました。創刊時の同人たちの熱と背景事情がよく伝わってきます。（佐佐木寛治）

「人権文化」を どう受け止めるか

巻頭コラム

中川 幾郎（代表理事）

1. 「人権文化政策監」に思う

今般の豊中市の機構改革は、「都市活力部」というところに「文化芸術室」を移すというのが要素だったと思います。そうすると、旧「人権文化部」に残るのは人権関係だけになります。そもそも、この「人権文化部」というのは、人権プラス文化なのか、人権をベースとした文化を実現しようという部なのかということがありますが、一見して人権と文化が分かれてしまう状態が生まれてきたわけです。しかし、部の数は増やすわけにはいかないので、残ったところをラインではないスタッフ職である「人権文化政策監」に所管させるという方向になったのだと推測します。

「人権文化」に関しては、かつて大いに議論しました。亡くなられた寺本知さんが、随分これを主張されたと聞いています。「人権という文化を創造するんだ」と、今では理解され、伝統のある言葉になっています。だから、「人権政策監」ではなく、「人権文化政策監」となって良かったと思います。なぜかというと、「人権政策」だけでは、一つ間違ると「人権対策」になってしまいます。問題が出て来たときに、モグラ叩きのように行動していくのが

対策で、今では時代遅れです。「政策」というのは前もって、手を打っていく、あるいはよりよい社会を作っていくために、行動し投資をしていくという考え方です。英語で政策は「ポリシー」です。どういう都市をつくるかというプログラムの集大成であって、それをポリシーといいます。ポリスをいかにつくるかという、ギリシャ語の都市のことを言います。いかに優れた都市をつくっていくのか、そういう戦略が政策ですから、位置づけが「人権対策監」にならなくてよかったと思います。

協会は、これまでも「人権に支えられた文化を創るんだ」ということで進めてきています。が、別の角度から言うと、文化を切り離して考えたとしても、文化そのものが人権に裏付けられないと少し変なことになります。アート・音楽・演劇・文学等の芸術は、ややもすると、暇をもてあましている人、お金が余っている人の余暇の対象ととらえてしまう傾向がありますが、それは間違いだと思います。「芸術的人権」という言葉もありますし、「文化的人権」という言葉もあります。だから、「人権文化」という言葉が今の時代には求められていると思う次第です。人権と文化、できるだけこの二つは分けられない方がいいと思います。つまり、「人

権対策」ではなく「人権政策」に進化するべきで、それは「文化」というものを非常に重要視した政策だと考えます。今回の部局再編成は、担当のラインの部長がなくなって、部長級の政策監というスタッフ職がいくつかの課を統括するという考え方のようです。

2. 改めて問う、「人権文化」とは？

もう一度言いますが、本来の意味での「文化」とは、特権階級的なものではありません。「文化」というのは、そもそもある価値観に基づく価値の体系を意味するわけで、それはシステム（制度）としての文化を意味することもあれば、システムの結果生まれた建物とか機械など構築物に現れることもあります。人間の意識の中の、「価値」の序列に現れるときもあります。だから、好き・嫌いも文化になるし、真善美のすべてが文化によって偏差が生じます。例えば、私たちの社会ではブタ肉を食べることに抵抗はないけれども、イスラムの人にとっては、へどが出るほど気持ち悪いわけです。つまり、食物とは認識できない。時々、中国人の悪口を言う人はこういうことを言います。「中国人は、空飛ぶものは飛行機以外は何でも食べる」、「海の物は潜水艦以外みな食べる」とか。「陸上を走っているものは、戦車以外みな食べる」とか。「サルの脳味噌なんか、おいしいと言って食べる民族だ」と。私たちはサルの脳味噌と言われてもとて

も喉を通りません。

司馬遷の「史記」の中に、ある王朝の王様が自分の息子に王位を奪われ幽閉された時、最後の願いを叶えてやるといわれます。王様は、この世の別れに熊の手のひら（ユウショウ＝熊掌）を食べたいと言いました。これは王様の最後の策略で、ユウショウをつくるには最低三日間かかります。つまり、三日間の時間を稼ごうと思った、と



いう故事です。私たちは熊の手のひらを食べようとは思わないですが、ユウショウは高級料理です。それが文化です。だから、他者の文化をさげすんではいけない。私たちもイスラムの文化を勉強しなくてはならない。そのことが、向こうもこっちを理解してくれるということにつながります。国際連合は、文化の違いを前提とした文化相対主義に立つと言っています。

今、それが大変非寛容になっていきます。ある一つの価値観に従わなかったら、従わない人には「国賊・非国民」という、余りにも旧態依然とした言葉が復活しつつあります。たとえば先日、シリアでとらえられた後藤さんらが殺されたことに対して、政府が何もしなかったと批判するのは、むしろ敵を利用することになるという人がいます。時の政権を批判するというのは、国民の権利であり、それを表現の自由といいます。これを封印するというのは、まさに人権抑圧です。そういう抑圧的な価値観も文化です。その価値観に対抗する、人権とか自由とか平和とかをきっちり生活の中に溶かし込んだ生き方をして、それを実践していくことを積み重ねていくことで、それを見抜くことができます。その価値体系をしっかり自分の物にしようと、それが「人権文化」だと思います。

そういう意味で、私は文化を高級品とは思っていません。貧しい中にも立派な芸術は存在します。どれだけ貧困な民族の中にも音楽は存在します。パレスチナはイスラエルと今でも戦争していますが、出撃に行く前に若者たちは詩を残して出撃するそうです。詩をもとにみんなで音楽をつくるということです。ありあわせの楽器で、それを彼の思い出として共有します。そういう文化もあります。これはそれなりに心が豊かだと思います。それも一つの文化で、文化に優劣はないと

思うのです。一番大事なものは、「人権」の中に平和というものをすえて生きるということです。その実践の上に、その価値観を守るためのシステムとして法律とか慣習、人権に配慮された建物とか道路とか機械ができあがっていくのだと思います。

3. 危惧される人権状況

最近、西日本を中心に小学校校区単位でコミュニティ協議会を作る動きが非常に盛んになってきました。丹波市でも篠山市でも実践に入っていますし、神戸市でもやっています。豊中市も4つのモデル校区がすでにできています。こういう地縁型コミュニティで、地域を作り直そうということが、「東日本大震災」から火がつけました。「阪神淡路大震災」でも証明された、「自助・公助」という前に、「共助」の仕組みをもっとつくりないと孤独死は防げません。あるいは、社会的排除が防げないということです。そういう流れになってきているにもかかわらず、某市では「女・子どもには自治会はさせられん」と堂々と発言する連合自治会長がいます。そんな地域社会の現場でこそ、人権問題が露呈します。「女のくせに」とか、仲良くなってくると陰でヒソヒソと、「実はあの人は在日で日本名乗っているらしい」とか、あげくの果てには「部落らしいで」も出てきます。

そこで大変気になっているのは、「意識調査」のデータがどんどん悪くなっていることです。特に部落問題に関して悪くなっています。人権というとすぐに部落問題と考える「ショート・カット型思考」にも問題はありますが、部落問題は多くの人権課題の中の主要課題ではあるけれども、一番学びやすい課題でもあります。この20～30年間、いわゆる「同対審答申」以降の取り組みは、一体何を残したのだろうか？少し無力感にとらわれています。結局、建前ばかりで私たちの身についてないということは、人権に根ざした文化ができていないということではないでしょうか。自分の思想として、肉体化できていないということです。民間も行政も含めて、形をつけてやってきたことを、今改めてきちんと問い直さないと、巨視的に見ると日本国は転落していくしかないのではないかと。その兆候はすでに出ています。例えば国際的な指標をみると、女性の地位が連続して毎年落ちていきます。「世界経済フォーラム」で4年前に95位だったのが、今年は確か104位ぐらいで、ずいぶん前は85位ぐらいでした。いろんなデータを見ても、国際連合関係で女性に関するデータが毎年下がっています。女性の地位が低いと外部から認識されている日本だからこそ、「従軍慰安婦問題」に対する一方的な批判や攻撃がしやすいのではないのでしょうか。今のままでは、世界各国の多くがそのように認識してしまいます。却っ

て畏にはまりやすいのです。

人権関連条約は結ぶけど、関連する国内法はほとんど変えないという、建て前と実態のズレを容認するこれまでの日本政府のやり方は、これから改めて問い直されるでしょう。例えば日本は、とうの昔に「児童の権利条約」を批准しています。「女性差別撤廃条約」も批准しています。ならば、早い時期に「民法」の関連条文を改正すべきだったのです。これも最高裁判決が出るまで見送られていました。私たちがしつかりしないと、このズレは拡大していきます。

私自身は自分を古典的な保守系だと思っていますし、素朴なナショナリストでもあります。そんな人間でも、今の状況には危機感を感じます。いずれ、



大変なコストのかかる世の中になるのではないかと。たえず人権侵害のトラブルが多発し、裁判事例が急増する世の中になりかねない。ストーカー事件で警察がたえず走り回らないといけなくなる。学校の先生がいじめ問題に振り

回される。子どもたちを独特の視点から監視しないといけなくなる。そのような人的・時間的コスト、手続きコストがかかる時代が目の前に来ているような気がします。それに対する危機感が市民にも、行政にも希薄になってき

たのではないのでしょうか。私は、安全で安心して暮らせる社会維持の費用が、急速にハイコストとなる時代が目の前に来ているのではないかと、という危惧を持っています。

評議員のページ

はじめに

日本の近代法は明治時代につくられ、120年程経った今日でも殆ど変わっていない。

そこにある精神障害者像は、様々な法律の中で疎外され、当事者以外の周囲の偏見の基に作られたイメージであり、その文言と共に差別意識が残っていると見える。

わかりやすいのは欠格条項ですが、様々なところで否定され、悪いイメージのまま今日に至っている。障害者差別解消法もでき、法の見直しをきっちりしてほしいのが私の願いです。

犯罪と精神障害者像

近頃起きた事件と共に、「精神障害者を野放しにするな！」という見出しの記事を何個か見ました。私はこれこそ「全体像を否定的に語り、個々の違いを否定したヘイトスピーチであり、精神障害者いじめである」と言います。いじめは常に自分より弱い者、反論出来ぬ者に向う性質があり、精神障害者自身、人目を気にして、言いたい事も

「精神障害者像の歪み」

山口 博之（評議員）

言えぬ人が多いからです。

また私は、1992年の第2回精神保健国内フォーラムにて、「精神障害者の犯罪率は0.4%です（当時）。つまり、精神障害者1000人のうち、犯罪者は4人です。では、残りの996人の精神障害者の人権はどのように保証されていますか？」と質問しました。しかし、厚生省の役人もおり、医師ならびに多くの専門職がいながら、誰1人返事をする者はおらず、私は専門家さえ何も考えられぬ程、常識化しているのか…と思いました。

私の思い

通常、1000人の精神障害者から4人の犯罪者をピックアップし、1000人の人を犯罪予備軍かの如く危険視することと、996人の生活実態から精神障害者像を見出し支援策を考えることのどちらを選ぶかといえば、私は後者を選びます。なぜなら、これまでの精神障害者像に対する対応や犯罪比率から見て、合理的配慮とは言えず、精神障害者コントロールのための情報操作

とも言えるものだからです。

外国では

アメリカのリンカーン大統領はうつ病患者でした。彼の有名なゲティスバーグでの演説文はどの医師・保健福祉士が「頑張らなくていいのよ」「無理しなくていいのよ」と言ったでしょうか？彼は自分のアイデンティティに従って頑張ることにエネルギーが湧いている自分を見出していたのではないのでしょうか。

病気に悩み、つき合いながらも頑張れる人は自分に確信があり、自分から行動することで自分自身の存在感と生きる力を生み出していたように思います。

確かに「頑張れ」と押しつけてはいけませんが、逆に「頑張らなくても良い」と押しつけるのもおかしく思います。いくらやさしい言葉でも、押しつけることで問題になることが多いようです。「人は他人の言いなりになることで、自分を頼りなく感じ出し、自分

から動く」と失敗でさえ軽いダメージで済む」と言います。私もそう思っています。

もう一つ、イギリスのチャーチル首相もうつ病でした。彼は作家でもあり、色々書いています。「私は問題が大きくなればなるほどワクワクしてくる。なぜならば、この問題を解いていく過程が楽しいからだ」彼のこの言葉はあまりにも有名です。

第二次大戦時、ドイツの潜水艦対策、ミサイル対策の作戦を考える時、どの医師・保健福祉士がサポートしたのでしょうか？彼自身の頭と考えで作戦行動を出し、国民の支援も受け、責任を全うしたのではないかと思います。

リンカーンもチャーチルも野に放たれるどころか政治のど真ん中の担い手だったのです。これを精神障害者だからと否定することは誰にもできません。精神障害者像もワンパターンでなく、多様性があることをわかってほしいのです。

戦後70年・阪神淡路大震災 20年・人権文化まちづくり 協会法人化5年・「人権文化」 に一考

理事のページ

前田 勝正（理事）

1945年8月ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏を受け入れ、長い戦争が終結したのが8月15日。その日から今年には70年目をむかえます。

私は1938年生まれですので、幼い頃の戦争中の記憶が残っています。蛍池北町では大阪空港にも近く、その頃は空港までほとんど民家もなく田畑ば

かりでした。空港が何回かB 29の攻撃を受け、焼かれ、その近くの北町も攻撃されました。人々は逃げまわり、洗心道場にあった防空壕に入ったことなどを覚えています。私の姉は砲撃の中をかけぬけた等、子どもを抱いた母が死に、子どもは母の下になり助かったなどの話も聞かされました。私は5～6才でただ逃げまどったことしか覚えていません。

戦争に負け、空港が米軍の基地になり、アメリカ兵が進駐軍としてこの近くにやってきました。それまでの教育は鬼畜米英とすりこまれ、恐ろしい人が来る、年ごろの娘は田舎に逃げろと……。

国民学校から小学校に変わって、三田の高平小学校で学びました。その頃、田舎といえども食料生産運動場に麦とサツマイモを植えていました。4年生頃になりやっと運動会ができました。

平和・民主主義など習ったことはありません。ましてや人権という言葉すら知らなかった少年時代でした。

同和教育を耳にしたのは1960年後半です。人権について広辞苑にはこう書かれています。人権とは…人間が人間として生まれながらに持っている権利。

そうは言われても生まれた土地、親、社会環境によって左右されるのも人間です。しかし、それを乗り越えるのも人間です。嘆き悲しんでも解決策はありません。日々の生活の中で生きる権利とは何かを問い続けています。

阪神淡路大震災から20年、当時長田へ炊き出しにいき、つぶさに震災のおそろしさを目の当たりにしました。今年の2月14日、須磨を歩き、植物園でシクラメンと梅花の香りに春を感じました。

海岸に出て、冬の海を見る。明石大橋淡路島が美しく映える。心が和む。長田は震災前の長田から大きく様変わりし、鉄人28号の大きなモニュメントが何ごとにもなかったように立っていました。

それまでの勤労奉仕的な考え方からボランティアという言葉が位置づいたのもこの



頃でした。社会福祉が位置付き各地で活動がめばえます。同和教育から人権教育と言われても、今や人権をつかうと差別的なニュアンスに聞こえるのは私だけでしょうか……。

文化とは…広辞苑には文徳で民を教化すること、世の中が開けて生活が便利になること、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果とかかれています。

文化を上から目線で見えています。しかし、ある一面人間の精神的な価値を言う。そこで人権文化とは単なる広辞苑とか辞典にかかっていることを組み合わせると人権文化なのか、それは違うと思います。労働・食事、日々の生活において生活の中で知恵を出し、積み上げてきたものが生活文化です。たとえばここ北町ではつい50年ほど前まで竹カゴをつくっていました。ちなみに竹は生活にとって切っても切れません。竹のつく文字は実に240を数えません。竹をあむ竹細工師、皮をはぎ加工する人、土木工事にたずさわる人、そ

れぞれ生活文化を支えてきました。

2014年12月4日岡山県瀬戸市に在る国立療養所長島愛生園で研修を受けお話しを聞きました。研修を受ける度に、人間回復の橋を渡る度に感じることは、人の命は地球より重いというのは言葉だけかということと同時に、生活文化が根つき住民自治の絆の強さを感じました。

終わりに人権文化まちづくりを単なる文字の上言葉だけに終わらず、今こそ地域社会でその理念を実行にうつす時です。

楽遊ガイド

がんばれ！ 負けるな！！蒼国来！！

玉置 好徳（理事）

さて、本コラムの2度目の執筆担当の順番が巡って参りました。前回の反省をふまえて、皆様にご紹介できるような楽しい遊びでも始めたのか？答えは…NO！

そんな余暇も余裕もなく、日々の事柄に追われているばかり。なので、今回もネタ探しで四苦八苦しております。

私は現在、本市が設置している「人権文化のまちづくりをすすめる協議会」の委員もしております。本協議会では2014(平成26)年に策定された「豊中市多文化共生指針」にもとづいて、本市における国際交流や外国籍住民と

ともに生きるまちづくりのあり方について検討しています。これまで多文化共生については全くの不勉強でしたので、これをきっかけにいろいろと勉強しはじめたところです。

そのような折、豊中駅に向かう途中で、豊中稲荷神社の境内にカラフルな「のぼり」が何本も立てられているのを、偶然見つけました。

それは、大相撲三月場所（大阪場所）（以下「先場所」という。）が3月8日（日）～22日（日）の間、「BODYMAKER コロシウム」（※ネーミングライツが終了したため、4月1日から名称が元の「大

阪府立体育館」に戻りました)にて開催されたので、その期間に「荒汐部屋」が同神社内に宿舎を構えていたからです。

荒汐部屋は、荒汐親方(元小結のおおゆたか大豊)が、2002(平成14)年6月に中央区日本橋浜町に開いた相撲部屋です。現在の筆頭は、西前頭13枚目(先場所当時)の蒼国来そうこくらい 栄吉関えいきちです。(以下「蒼国来関」と呼ぶ^{※1)})

蒼国来関は、1984年1月生まれの現在31歳、出身は中国内モンゴル自治区赤峰市です。初土俵は2003(平成15)年9月場所、初入幕は2010(平成22)年9月場所で、初の中国人幕内力士です。

けれども、これまでの道のりは決して平坦ではありませんでした。2011(平成23)年の大相撲八百長事件では、特別委員会から八百長に関与したと認定されて、日本大相撲協会から引退勧告処分を受け、これに応じなかったため解雇されました。しかし、これを不服として東京地方裁判所に同協会に対する地位保全の訴訟を起こし、2013年3月の判決で解雇は無効とされ、ようやく相撲界に復帰することができました。

とはいえ、2年以上ものブランクを取り戻すのは容易なことではなかったことだろうと思います。先場所は見事に9勝6敗と勝ち越しを納めました。これは彼の言葉には言い尽くせないほどの努力の賜物でしょう。

しかし、彼自身はこの結果には決し

て満足していません。その理由を、勝てる相撲をいくつも落としたことや、12日目に勝ち越しを決めたにもかかわらず結果的に二桁勝てなかったからだ、自身のFacebookで述べています。そして、「だから来場所、もう少し上の番付でも蒼国来はやれるんだっていうところを見せたい」と、来場所に向けた決意を表明しています。^{※2)}

また、彼は日本語がとても堪能で、早稲田大学で「日本語の学び方」について講義したこともあります。本人曰く、「相撲界は厳しい。今日、教えられたことを覚えられなければ、この世界ではやっていけませんよ。私たちは(日本語を)ボールペンではなく、体で覚えていくのです」とインタビューに対して語っています。^{※3)}このような環境適応への並々ならぬ努力が、本業での実績にも表れているのだと思われます。

ところで、外務省ホームページによれば「歴代外国人相撲力士の出身の多い国・地域」は、第1位モンゴル55人、第2位アメリカ合衆国31人、第3位ブラジル16人…などとなっています。^{※4)}その一人ひとりが、日本の国技である相撲の世界で、生まれ育った母国の文化との違いに戸惑い葛藤しながら、それでもがんばって激しい勝負を繰り広げてきたことでしょう。彼らの姿から私たちは、本当の意味の国際交流や多文化共生のあり方を学ぶべきではないでしょうか。

最後になりましたが、これをきっかけに今後とも荒汐部屋と蒼国来関を、陰ながら応援してゆこうと思います。ぜひ読者の皆様も応援よろしく願いいたします。

【注】

1) 荒汐部屋ホームページ (arashio.com) <http://www.arashio.net/index.html>

2) 蒼国来 Facebook <https://www.facebook.com/sokokurai>

3) nippon.com ホームページ「試練を乗り越えて活躍する初の中国人力士・蒼国来関」(2014年5月15日) <http://www.nippon.com/ja/features/c01604/>

4) 外務省ホームページ「歴代外国人相撲力士の出身の多い国・地域」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/ranking/rikishi.html>



企業人権協との交流会

酒井 留美 (事務局)

1月22日に豊中人権まちづくりセンターで企業人権協との交流会がこなわれました。1975年に「部落地名総鑑事件」が発覚し、史上最悪の差別事件として取り組みが行われて40年、各企業でも人権・部落問題の取り組みが具体的に始まり、この交流会も開催されるようになりました。

まず、企業人権協の会員・(株)朝日エアポートサービスから、「当社に

おける人権啓発の取り組みについて」ということで、子育て従業員の働きやすい環境整備をされている報告がありました。次に、大阪鉄道(株)から、「駅舎への差別落書きの対応について」として、大阪モノレール柴原駅で起きた差別落書きの発見から削除までの経過及び社内でのマニュアルなどの話がありました。そして、二つの報告を受け、大阪大学大学院人間学科研究科准教授・高田一宏さんに「大阪大学における人権問題の取り組みについて」の講演をいただき、最後に、協会から「部落差別に関わる差別事象の発生状況について」を報告しました。

高田さんの話

大阪モノレール柴原駅で、部落差別・民族差別の落書きが見つかり、大学の



外で起きたことなので通常、大学としてどうこうすることはないので、今回は「人科教文」と書いてあり、「人科」は人間科学部の、「教文」は教育文化研究室の略称で、学内の一部の学生とか教員しか知らないものです。誰が書いたかわからないし、それをさがそうという気もありませんが、可能性として人間科学部に何らかの関わりのある人が書いた可能性が極めて高く、落書きの写真を見て恐いと思いました。しかし、恐がっていたら向こうの思うつぼなので、きちんと対応するために、他の先生たちと話をし、学生たちに説明するために、事実経過と問題点を書いたメモ（チラシ）を作りました。

今、中国や韓国との外交関係がかなり悪く、それにともなって在日朝鮮人、韓国人、中国人に対するバッシングやヘイト・スピーチが強まっています。かつては、こんなことは言ってはいけないとか、これは社会的に許されないことだという感覚は建て前でもあったが、それがなくなり歯止めが弱くなっている気がします。

大阪大学では人材養成という面で社会貢献をする存在であると同時に、大学そのものがあらゆる人の住みやすい（研究しやすい、教育しやすい）、そういう場であるということは、企業でも事業所でも同じことだと思います。

人権問題はつけたしでも、おまけでも、とりあえず時間があつたらする



ものではなく、本来の業務の中ですべての従業員が守られた職場環境であるか？顧客にたいしてはどうか？そういうことを考えてほしい。

また、部落問題を話すとき引っかかるのが、あえて問題を取り上げなくても問題は解決するのではないか、部落問題は目で見えてわかるものではないから、黙っていたらなくなるという意見が根強くあります。でも、黙っていても情報はいろいろなところから流れ入っていきます。だから、どこが部落かわからなくすることが解決策ではないのです。部落に対するポジティブな情報を発信していかないといけない。わからなくして、黙っていてなくなるものではないと言われていました。

何か事が起きた時に、自分はどう向き合うのか、向き合い方などを考えさせられた交流会でした。

蛭池地域から

「2015年度も素敵な出会いとつながりを」

福島 智子（事務局）

2015年度がスタートしました。地域においても、各団体や関係機関のメンバーの変動もあります。

蛭池でこれまで取り組んできた事業

を振り返りながら、新たな出会いとつながりを大事に、今年度も様々な取り組みを進めていきます。



【高齢者交流のつどい】



【であいふれ
あい大賞】

【子どものことを
考える学習会】



【納涼祭】



【もちつき】



豊中地域から

保育教育協議会 「部落問題を学び合う」

酒井 留美（事務局）

保育教育協議会は部落問題を軸に「発信し・交流し・つながる場」にと、五中校区の中で保育所、小学校、中学校、児童館、地域の大人が一体となって考え合い、さまざまな工夫をこらして12年を迎えました。

2014年度は「これまで大切にしてきた思いを今こそしっかりと継承していこう」と、第1回は自分と部落問題との出会いについて振り返り、話をしました。第2回は同和地区の問い合わせなど最近の差別事象の報告を受け、感じたこと、なぜ問い合わせをするのか、自分ならどうするかについて話をしました。第3回は部落問題をどう自分ごととしてとらえるか、引き受けるとはどういうことかについて話をしました。3回とも参加者全員がグループに分かれ、自分の思いや考えを出し合うことをしました。いずれも、自分自身の思いに気づき、部落問題を見つめ直す機会になったのではないかと思います。

【3月末、転勤が決まった先生が感想を届けてくださいました】

子どもに対して教師が心を開くことって大事だと感じました。大人でもそうですが建前だけで話していると、聞

いていてもそれが伝わってしまいます。

一言でも本音を混ぜれば聞く側も“ハッ”とする。そっちが心を開いてくれるのなら、こっちも開こうかとなる



ような気がします。

差別事象に対して自分自身ができることの話の中である方がおっしゃったのですが、「差別をする人に対して、まちがっていますよと言うのは難しい（特に大人に）。どうしたらいいのかを一緒に考えていくという姿勢が大事」という意見にとても共感しました。差別するほうが絶対あかんけど、正論をぶつけているだけでは解決しない。どう言えばわかってもらえるのかを考え、工夫しながら付き合っていくのがいいと思います。それにあきらめないこと。“しょうがない”とってしまったわらないことでしょうか。これは生徒に対する姿勢も同じですね。“この子ら

に言っても無理や”と投げ出したら終わりなので。五中に勤めて6年。まちづくり協会の方や保護者の方、いろいろな方のお話を聞いたり話し合ったり、この保育教育協議会で多くの事を学びました。

まだ実際に差別に苦しんでいる人がいることを知り、やっぱり差別はおかしいのだという事を、目の前にいる子どもたちに伝え続けていこうと今は強く思っています。“差別の話を実際に聴き考えられる学年の雰囲気を作っ

てられてよかったです。「うちの子が卒業しても、先生これからも差別がいかにかいけないことか、生徒に伝え続けてほしい」と、あるお父さんからかけていただいた言葉が忘れられません。6年間、人として大切なことを学ばせて頂き、ありがとうございました。

毎年、人の入れ変わりが 있습니다。保育教育協議会で大事にしている事、めざしていること。

- ★「部落問題をタブーにせず」これを軸とした協働による実践を創ろう！
- ★校区に部落差別が存続すること、部落差別がなお生きていることをジブンゴトとして引き受けようとする人々とつながろう！
- ★一方通行でも寄り添いでもなく、校区に根ざした自前の取り組みを創りだそう！
- ★新しい部落問題学習の展開を通じて、「教育のまち・とよなか」の実現をめざそう！

これらを丁寧に確認し合いながら、より深いところで繋がることのできるように2015年度も活動を進めます。

報告

ひゅうまんプラザ講演会 「私からはじまる人権」

重本 洋輔（事務局）

2月20日、「ひゅうまんプラザ講演会」が男女共同参画推進センターにて開催された。「ひゅうまんプラザ」とは、協会が関わる差別解消を目的とした取り組みの一つで、行政や他組織の人々と連携・協力しながら、年に一度、部落問題をテーマにした講演会などを実施している。

今回は、関西大学人権問題研究室

委嘱研究員の宮前千雅子さんをお招きして、「わたしからはじまる人権～出会い・つながり・想像力～」をテーマに「オールロマンズ事件」や「同和対策審議会答申」といった1950年代から現在までの部落問題の歴史や出来事について、在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチやセクシャルマイノリティの問題といった様々な人権問題の事例

について、そして、宮前さん自身の部落問題や人権問題に関わるこれまでの実体験などについてお話していただいた。

事例の一つひとつを丁寧にお話しいただいて、大変分かりやすかったが、この講演会の目的は、こうした部落差別や人権問題に関する知識を得ることだけではなく、宮前さんのお話をとおして、参加者それぞれが自分自身の「人権課題」について改めて振り返り、「わたしからはじまる人権」について考えることである。

おそらく、この講演会の参加者も含めた多くの人々は「差別はしてはいけない」ということは十分に理解しているだろうし、また、「自分は差別しない、したくない」と思っているだろう。しかし、同時に「差別は『する人とされる人の問題』であって、自分は差別しないのだから関係ない」といった考えの人も多いのではないだろうか。

これまで「自然」とされてきたもの、「当たり前」とされてきたもの、「普通」とされてきたものの中にも差別の可能性がたくさん潜んでいるように、誰もが知らず知らずのうちに差別をしてしまう可能性はある。しかし、そのことになかなか気づくことができない。自分の中にある「人権課題」になかなか気づくことができない。これは僕自身についても同じである。自分の中で気をつけてはいるつもりだが、探していけば、上記のような固定観念などから



知らず知らずのうちに差別してしまっていることがたくさんあるだろう。だが、それは僕や多くの人が差別というものを「行為」としてのみで捉えてしまっているからであり、実は「差別は社会の状態でもある」ということをきちんと捉えていないからだろうと思う。宮前さんのお話をとおして、自分の中にある「人権課題」について見つめ直すとともに「自分は差別をしない」で終わってしまうのではなく、これからはそこからもう一歩踏み出すことが必要であるということに改めて考えることができた。

今回、ひゅうまんプラザ実行委員会や関係団体、豊中市職員などを合わせて70名以上の参加があったが、こうした機会をとおして「自分には関係ない」ではなく、「同じ社会に住んでいる以上、自分にも関係がある」といった考えの人が少しずつでも増えていってもらえればと思う。そして、僕自身も「ぼくからはじまる人権とは何か？」について考えていきたいと思う。

豊中文学と私 ドラんで『豊中文学』編集会議

寺本 英美子

『豊中文学』が第36号をもって閉幕になるとの事です。連れ合いの寺本知が、その一人となって始めた『豊中文学』です。これまで刊行を続けて下さいました皆様に、厚くお礼申し上げます。

私たち夫婦は昭和22(1947)年、家は阪急豊中駅の近くで、古本屋をしておりました。文福書房といいました。岡町の原田神社の境内の外側に、バラック建ての商店街が出来、その一軒を借りることが出来ました。

今のドランと同じ場所です。知と私はここに移って古本屋を継続しました。文苑堂といいました。店番は昼間は、ほとんど私でした。

戦争によって、貴重な書籍が焼かれて、本が無い時代でした。古本を探しに来られる学校の先生や、学生さん達が多く、話をしていて、とても勉強になりました。

知は体の弱い人でしたが、10代から社会運動に奔走、趣味も多く、詩、絵画、音楽、芝居、書というように限りがありませんでした。店のお客様とも楽しそうに話しておりました。

『豊中文学』を発行するようになったのも、お客様であった水戸隆先生、お客様の吉村遊三さん(吉村油脂社長)、知の3人の発案でした。

水戸先生は歯科医で、地元の克明小学校の校医もしていました。ダンスも上手でした。谷まさしさんは、書家、詩人、写真家で、知とは一番に気が合ったようです。岡町図書館へ講座に来られた谷さんを、知が一番前で聴いていて、講演の後、文苑堂にお連れしました。それから知が亡くなるまでの長い交友でした。

『豊中文学』は昭和33(1958)年に創刊号が発行されました。その5年後、バラック建ての岡町商店街も、時代の流れで建て替えを迫られ、各自一戸建ての商店街となり、我が家も古本屋をやめて、知の発案で喫茶店をやることになりました。店を建て替える3カ月の間、私と娘・美鶴は、神戸の有名店ドンクへ見習いに行きました。これも文苑堂のお客様で、高校の先生をされていた方の紹介でした。

昭和39年2月4日、「喫茶ドラン」オープンの日は、ご招待のお客様、5日から営業となりましたが、岡町に喫茶店がなかったので大盛況でした。大学進学をあきらめた長女、高校入学の長男、中学入学の次男も、学校から帰ると、白衣に着替えてお店を手伝いました。

営業目的ではない『豊中文学』は創刊以来、作者やファンに支えられ、



だんだん立派な同人誌となりました。

編集会議の後は、必ずドランに寄って下さいます。時には編集会議をドランでされる事もありました。

印象に残る谷まさしさんは、満面に笑みをたたえ、いつも上気したような顔で、2階に上がって来られ、右手を少し挙げて「やあ」と声をかける。書も上手で、字の配置がおもしろく、その書は必ず額に入れてくれました。

ドラン2階に上る階段の右側に谷さんの額があります。

久保田益弘先生は、『豊中文学』3号から表紙とカットを描いていた湯田寛先生（元豊中十五中校長、画家）と同じ中学校の先生でした。『豊中文学』の看板として、知が書で『豊中文学の会 寺本知』と書いたのを、久保田先生が字の周りを掘って下さり、

立派な看板が出来ました。（縦95センチ、幅13センチ）。

この看板は、今住む古い日本家屋の家の門に掛けていました。知が亡くなって20年近くになりますが、数年前、私が金岡道子さんに「そろそろ降ろしましょうか」と聞きましたら、金岡さんは「いつもお家の前を通るとき、見ながら通っています。懐かしいから、もう少し掛けておいて下さい」と言われ、そのまま掛けていました。雨風、台風にも耐えて、頑張ってきた看板ですが、痛みがひどく、可愛そうなので、家の中に入れました。2013年、「寺本知生誕100年」の催しが豊中人権まちづくりセンターで開かれた時、この看板も展示されました。『豊中文学』の終刊と共に、この看板も役目を果たし、本当に下ろす日が参りました。（看板は今、同センターで保存）。

最後になりましたが 半世紀以上も続いた『豊中文学』を、知の死後もずっと守り育てて下さいました内田京子さん、畑中銀子さん、金岡道子さん、佐藤明子さん、日野範之さん、久保田益弘先生、本当にありがとうございました。皆様のご自愛、ご健筆、また新しい同人誌のご発展を心からお祈りいたします。（同人誌『豊中文学』36号より転載）

お知らせ

合冊子を発行しました！

2013年に開催した「寺本知生誕 100年記念事業」と、2014年度に開催した連続講座「部落差別、その根っこを考える」の記録をまとめた合冊子を発行しました。両事業とも、多くの方のご参加・ご協力をいただき、盛会・好評を得ました。

ご希望の方に1冊600円でお分けいたします。なお、部数に限りがありますので、なくなり次第、販売終了とさせていただきます。

【申込先】

〒561-0884 豊中市岡町北3-1 3-7 豊中人権まちづくりセンター内

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

TEL 06-6841-5300 FAX 06-6841-6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

●代金（送料込み）：600円

●支払い：冊子と一緒に「郵便振替用紙」を送らせていただきます。

**寺本知生誕 100年記念事業
&
2014 連続講座の記録**



**なくなり次第
終了！**

目次

第1冊「寺本知生誕 100年記念事業」の記録

はじめに……………0

事業の企画人挨拶……………0

『寺本知生誕 100年記念のついで』……………0

パネル展『寺本知生誕100年をふりかへる』……………10

パネル展『100年をふりかへる！ 寺本知の歴史』……………20

連続講座「寺本知の歴史—寺本知生誕100年記念事業—」……………30
司会者：とよなか人権文化まちづくり協会、豊中市市民会館、豊中市市民会館

第2冊「2014 連続講座」の記録

はじめに……………0

第1講……………0
『部落差別を学ぶ—寺本知生誕100年記念事業—』

第2講……………0
『部落差別の歴史を学ぶ—寺本知生誕100年記念事業—』

第3講……………0
『部落差別の歴史を学ぶ—寺本知生誕100年記念事業—』

第4講……………0
『部落差別の歴史を学ぶ—寺本知生誕100年記念事業—』

第5講……………0



【前号の内容】1914年に始まった第一次世界大戦。債務国だった日本は大戦によって債権国へと変わり、非常に少ない被害で大きな効果を得た。ヨーロッパでは4年3ヶ月で終結した大戦も日本では1925年5月まで続き、大正デモクラシー時代の背後で第一次大戦が続いていた。軍人だけの戦争が国力全体を使うようになり、多くの民間人が犠牲となった。モンロー主義を掲げてきたアメリカも初めて戦争に参戦することになったのが第一次大戦だった。国際連合規約において加盟国は国際紛争を解決する手段として、戦争に訴えないということが第一次大戦後に決められたのだった…。(文責：森山輝子)



5. 「人間の安全保障」と「積極的平和主義」

ご存じのように福祉というのは、「ウェルフェア」です。元々これは「ワーフェア」。戦争状態というものから、平和状態にうつるための一つの状況、条件でもあるわけです。

第一次大戦によって、人類はあらゆる国民が戦う総力戦の時代に入りました。その反面で、総力戦を戦うためには国民を健康で生産力の高い人材として確保しておくことが必要となりますから、あらゆる国民に対してその生存を保障しなければいけなくなったわけです。

戦争を戦う義務の対価として権利を与えるということが必要になるわけです。自分にこれだけの権利が与えられているから、その国のために戦うのだということを納得させる必要がありますから、権利の保障という問題が重要になってくるわけです。一番重要なことは社会権と生存権です。

それまでヨーロッパやアメリカにおいて人権というのは、基本的には自由権の保障ということが課題でした。

しかし、第一次大戦後のワイマール憲法によって初めて、いわゆる社会的生存権というものが権利として出てくるわけです。人間が生きていること自体が、保障されるべき権利であるべきだということです。このワイマール憲法の生存権というのが、日本にも当然のことながら影響を与えます。

日本でも第一次大戦後すぐに社会福祉、いわゆる生存権あるいは生命維持権、そういうことが主張されるようになります。日本国憲法の制定に先立って、民間で作られた憲法改正草案のな

かに、第 23 条「法律ハ有ラユル生活分野ニ於テ社会ノ福祉及安寧、公衆衛生、自由、正義並ニ民主主義ノ向上発展ノ為ニ立案セラルベキコト」という条項がありました。それをうけて日本国憲法に憲法 25 条、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という条項を入れるべきだという提案がなされます。この条項は、マッカーサー草案にはまったくありませんでした。

これは日本人が提案して実現したもののなのです。さらに日本国憲法の前文には、「平和的に生存する権利」、平和的生存権が明確に記されています。単に生きていけばいいというものではなくて、保障や公衆衛生とか文化の向上というものを前提とした文化的な生活を送りながら生きていくこと。平和的に生きることが生存権の基本ですから、平和的生存権というのがあらゆる権利のなかの根本であるということになります。この点で、イラクにおける自衛隊の違憲判決を出しました名古屋高裁の裁判において、平和的生存権というのが権利として認められたんです。

裁判に訴える権利として認められました。それまで憲法の前文は、裁判するための権利としては認められていなかったんです。

しかし、この名古屋高等裁判所の判

決が確定しましたので、現在では裁判所は平和的生存権が、権利であることを認められたことになります。つまり、平和的生存権がおびやかされたという事態が起きれば、それをもとにして訴



訟を起こすことができるということになったわけです。

ところで、日本国憲法の 25 条というのは、当初はプログラム規定といわれておりました。あくまでも国がそういうことを目標としてやればいいのだ、これを実行する必要はないのだという主張でした。しかし、その後「朝日訴訟」や「堀木訴訟」というかたちで、生活保護の確保を求めた方々が訴訟を起こすなかで、権利として確立されていったわけです。

憲法に書かれているからといって、その権利が認められているわけではないんです。あくまでも裁判やそういったものを通じて初めてそれが権利として実体化するんです。単なる文章であった憲法が本当の権利としてなっていくためには、「権利のための闘争」というのがなければいけないわけです。

このように考えていきますと、憲法25条と9条というのは、実は一対のものなんです。この二つが一対となって、日本の個人における平和的生存権というものが重要になってくるわけです。さらに申しますと、平和的生存権という問題が国連のなかでも、当然議論されています。この言葉がその後の世界人権宣言などにも活かされるようになってまいりましたが、そのことをもっと具体化したのが、国連の難民高等弁務官でありました日本の緒方貞子さんとインドのアマルティア・センさんが提案した「人間の安全保障」という考え方です。それまでは安全保障というのは国家の安全保障、軍事的安全保障でした。

そうではなくて、安全保障というのはあくまで人間に主眼があるということを行ったわけです。

私たちはこの間、安倍首相の「積極的平和主義」という言葉を聞かされています。これはスウェーデンの平和学者などが提唱しはじめたことなんです。平和主義には二つの概念があります。一つは消極的平和主義で、これは戦争がない状態。それに対して積極的平和主義というのは、社会がそういった人々を戦争に追い立てるような貧困の問題や環境悪化、そういうことをなくすことが積極的平和主義なんです。戦争の条件になるようなものを未然に防いでいくこと、これが積極的平和主義です。集団的自衛権で他国防衛権を行使して戦うことが積極的平和主義で

はないんです。安倍さんの考え方の是非はともかくとして、平和学という立場からいえばそういう意味であるということなんです。

個人が自分の責任以外のことで責任を問われないうための条件を与えること。そのことが平和の基礎であるとい



うことです。私たちは戦争の原因として民族問題があるとかいいますが、多くの場合、民族が問題だから戦争が起こるわけではありません。対立を招かざるをえないような問題が他にあるから民族問題になるんです。その多くは経済問題、格差問題などです。

そうした経済的な圧迫の問題を少しでもなくせば、戦争にはいかないであろうというのが、希望的観測ではあるかもしれませんが積極的平和主義として考えられています。

それが実は「人間の安全保障」と同じような問題としてつながっているわけです。

6. パブリックリレーションズ

第一次大戦というのは人類の世界のなかで非常に大きな転換点でした。戦

争形態だけではなく、生活そのものが大きく変わったんです。大量生産、大量消費の社会になりましたから、大量生産したものをどうやって消費させるかが重要になってくるのです。

エドワード・バーネイズという人がいます。心理学者フロイトの甥である彼がアメリカの戦時情報局のなかで戦争を進めるための諜報活動をおこなうわけです。戦争を起こすためにできてきたのがPR（パブリックリレーションズ）活動なんです。

人々の関係を作り出すことによって、実は社会を変えていくということです。彼はPRそのものを企業化していきます。一番典型的な例を申し上げますと紙巻きタバコであるシガレットです。それまで多くの人たちは葉巻を吸っていたわけです。ところが戦場で葉巻を吸っている余裕ありません。簡単に吸えるシガレットが重用されます。塹壕のなかで戦っている戦場の兵士たちの唯一の楽しみというのはタバコなんです。お酒やコーヒーもありますけどタバコが重要でした。しかし、戦争で多くの男性が命を失い、大量に生産されたタバコを吸わなくなってしまう。どうしたらいいか。人口の半分以上を占める女性に吸わせる訳です。

それまでアメリカでは女性はタバコを吸うものではなかったんです。ところがバーネイズはまず医者から「タバコは声にいい」「タバコを吸うと痩せる」というアンケート結果を集めます。つぎにタバコを吸う女性が自立した、

自立した女性だとアピールします。

ニューヨーク、マンハッタンの夕暮れ。女優たちにタバコのパッケージと同じ緑色の洋服を着せて行進させるわけです。そして彼女たちにタバコを吸わせます。タバコを吸わせて、夕闇が迫ってますから、タバコの火の先が赤く光るわけです。それはまさに自由の女神の姿となります。つまり、タバコを吸う女性こそが自由で自立した女性だというイメージを彼が植え付けていったんです。

需要というのはあるものではない、作り出すんだというのがバーネイズのPRの原則です。そして私たちの消費生活はまさにそのようになっているのではないのでしょうか。自分たちが欲しいから商品を買うのではなくて、何かそれを消費することが自らのステータスシンボルとなる。ブランド品などはそうでしょうし、あるいはそういう物を消費すること自体、あなたにステータスがあったんですよという意識を与えます。

まさにそういった戦争宣伝というプロパガンダを裏返せばこういう形になってくる。そして日本の場合にはPRは、戦後になって最初は行政広報として入ってくるんです。満鉄では「弘報」と書いていました。満鉄ではこの弘報活動によって映画を作ったりします。

日本は1920年に陸軍省が陸軍省新聞班というものをつくります。そして陸軍自体が新聞を検閲して陸軍省新聞

班自体がパンフレットを出すことになりません。有名な「国防の本義と其強化の提唱」というパンフレットがありますが、そのなかに出てくるのが、「たかひは創造の父、文化の母」とあるわけです。つまり戦争をすることによって、文明も文化も発達していくんですよっていうそういうスローガンを出しているんです。

外務省にも外務省情報部ができました。この段階から外交戦において情報をどうやって扱っていくのか。そして国内においても新聞やメディアをどう使って、国民を誘導していくのかということが国策として追求されていったのです。

7. 記憶の歴史から記録の歴史へ

このようにみてきますと、第二次大戦が唐突に起こったのではなくて、まさに1920年に作られた陸軍省新聞班に続いて、報道規制が一方でおこなわれ、陸軍省が出したい情報はそこで都合良く作りかえられていく。

そういう情報というのが非常に大きな国民生活そのものを変えていきましますし、政治的な意見の集約にもつながっています。30年段階には国内には戦争に向けたある種の世論というのがかたまってしまうんです。

第二次世界大戦というのは結局、政府が推進した面もありますけど、それを支えた国民の声のほうが大きかったことに事実としておさえておく必要があります。もちろん、単純に国民が

自分で戦争への声をあげたというよりは、そういう風に情報操作されているものが実は目に見えないままにいつのまにか自分自身の意見になってしまっているということです。

タバコの話もそうですが、あたかも自分が自分の頭で考え、自らの嗜好としてタバコを吸ってるような意識に変えられていくわけです。こういう意識を変えていくことが思想戦と言われるものの本質でありますけど、こういう操作をおこなうためにはある種の機密情報などの操作としてのインテリジェンスが必要になってきます。

今年は戦後70年になりますけど、私たちは一つの大きな転機に立っています。第一次世界大戦から100年という年が経ちました。100年というのはもうそこに体験を持った人たちがいなくなったということですね。私たちは戦後70年という節目を迎えるなかで、今、平成生まれの30代以下の人たちが、人口の30%を占めるようになっています。

日本の人口の3分の1は、もはや昭和という時代を知らないということです。ましてや戦争体験者は日々に少なくなっていきます。私たちもまさにヨーロッパが第一次大戦から100年と同じような状況のなかで、第二次大戦からおなじようなところに一步一步近づいていっている訳です。既に第二次世界大戦も記憶の歴史から記録の歴史に変わっていつているわけです。記録の歴史をどう読むか、あるいはどう書

かれているかで、その継承のされ方は大きく変わってきます。ヨーロッパの研究者たちと私たちは国際集会を開きましたけど、ヨーロッパの研究者が一番問題にしたのは、記憶をどう共有するか、ということでした。

どういう形で私たちが戦争の記憶と
いうのを継承していくのかということ

が一番大きな問題になってきている。それが戦後70年を迎える私たちの一番大きな課題ではないかと私も思います。そこにこそ第一次大戦開戦から100年と、第二次世界大戦の戦後70年という二つの大戦を重ねてみるということの意味合いがあるのではないかと、私はそう思っています。

新聞切り抜き帖から

「メディアでおしゃべり」 の取材を受けました！

森山 輝子（事務局）

段取りの悪さが露呈したのか、年度始めにも関わらずとにかく忙しい4月でした。原稿を散々催促しておきながら、原稿が一番遅かったのも大きな声では言えませんが、編集長である私です。新聞に目を通す時間もなく、関心を持てる記事も見つからず悩んでいたときに、読売新聞から取材申込の連絡がありました。昨年、一昨年とすてっぷ主催、協会協賛で開催した「メディアでおしゃべり」について話を聞かせてほしいということでした。これぞまさに鴨葱です。

マッサージのような施術で乳児が死亡する悲しい事件がありました。その事件を受けて、「そういえば、豊中で『メディアでおしゃべり』とかいう取り組みしていたな」と記者さんが思い出してくれたそうです。乳児死亡事件は、子どもの障害や皮膚疾患が治るのならば、母親は薬をもすがる思いで調べまくった結果だったに違いありません。

保育園入園が決まったとき、娘はちょうど6ヶ月でした。本格的に離乳食がスタートする機会に血液検査をしました。何もわからないうちにとまって検査しましたが、今思えば生まれて6ヶ月の子に採血を強いるのもかなり無茶やなと思います。

結果は卵白アレルギーが陽性。クラス2でした。きっと問題ないだろうと思っていたので、予想外の結果ですごく驚きました。すぐさまインターネットで「卵アレルギー クラス2」とか、「卵アレルギー 治る」とかで検索しました。ポータルサイトの知恵袋や掲示板なんかには「卵アレルギーは6歳ぐらいで治る子がほとんどだ」とか、「いつのまにか治った」と書き込んでいる人がいて、情報の出処はわからないし、何の根拠もないことはわかっていましたが、正直ホッとしました。念のため、家でも保育園でも卵は避けて離乳食を進めていき、市の10ヶ月健

診があったときに栄養士さんに卒乳のタイミングとアレルギーのことを相談すると、「お母さん、残念ながらアレルギーが消えることはないですよ」と言われました。

インターネットにはほとんど治るって書いてたのに、栄養士さんはアレルギーは消えないと言ってる。できれば前者を信じたいけれども、その情報には何の根拠もない。娘は一生、卵を食べられないのだろうかと一気に不安になったのです。けれども、ふと、「治るとか治らないとか色々いうけど、結局は個人差の問題やから治るケースもあれば治らないケースだってある。一概には言えないんだ」という結論が自分の中に生まれました。2ヶ月後、1

歳を迎えた月に予防接種のついでにもう一度採血をしてもらったら卵白の数値が悪化していました。卵は加工品や加熱品も一切、食べさせていなかったのに数値が悪化していたことがちょっとショックでした。

だけど、カルボナーラが食べられなくても人生損はしないし、温泉卵が入っていないシーザーサラダだって十分美味しい。日頃、手伝ってくれているのか、邪魔しているのかよくわからない夫も「数字に表れてるだけで、実際食べたならなんともない場合もあるんじゃない？」と珍しく言ってくれました。

私には「個人差の問題だ」と考える気持ちの余裕があったし、結果的には栄養士さんの話のほうがショックでしたが、栄養士さんに相談できたり、夫と話せる環境もありました。子どもと日中二人きり、初めてのことだらけでどうすればいいか何もわからない、人に相談するとか、保健師さんに電話するとかそんな選択肢すら思いつかないぐらい追い込まれた状況なら、調べたらすぐに答えがわかるネットの情報に、たとえ信ぴょう性がなくても、それが自分の望んでいた答えだったならば、信じ込んでしまうのも無理がないのではないでしょうか。衣食住の環境が便利になればなるほど、子育て中の保護者は孤立するのではないかなと感じます。

そんな自分自身の子育てとも重ねながら、育児期の保護者と一緒にメディアリテラシーについて考えようと「育



児雑誌でおしゃべり」が企画されました。それに引き続き、「テレビと子育てを考える」、「ネット社会と私たち」と3回連続講座を合計3回も開催することができました。「育児雑誌」のときは妊婦さんだった方が出産後に赤ちゃんを連れて「テレビと子育てを考える」に参加してくれたり、同室可能な1歳未満だった赤ちゃんが一時保育の対象年齢になって、お母さんは「子どもを預けて『〇〇ちゃんのパパ』じゃ

ない自分になれる」と講座に参加してくれたりと穏やかな雰囲気講座を進めることができました。また、子育てが一段落した世代の方や男性の参加がディスカッションを盛り上げるエッセンスにもなりました。今年度もメディア・リテラシーの取り組みを考えています。是非ご参加ください！新聞の切り抜き記事は4月16日の協会ブログにアップしていますので時間ある方はご覧になってみてください。

書評

「捏造の科学者 STAP細胞事件」

著：須田桃子 発行：文芸春秋

重本 洋輔（事務局）

昨年1月から何度かテレビや新聞紙上を賑わせたSTAP細胞を巡る一連の出来事については多くの方がご存じだと思う。当初はノーベル賞確実と言われ、研究のユニットリーダーであった小保方晴子氏を称賛する報道が連日のようにされていたが、発表されたSTAP論文に捏造などの不正が見つかったことをきっかけに数々の疑惑が浮かび上がり、小保方氏自身の過去の論文不正や研究実態、理化学研究所の杜撰な体質といった問題点が次々と明らかになっていった。当初、「科学史に残る大発見」と言われていたものは、いつしか「科学史に残るスキャンダル」と言われるようになり、その後、小保方氏の上司であった笹井芳樹氏が自ら命を絶つという事態にまで発展した。結局、再現実験も上手くいかずに小保

方氏は退職、STAP細胞の存在は事実上否定される結果となった。僕は終始この事件に注目していたわけではないが、そのように記憶している。

4月にこの本を目にした時は、「こんな本が出たんや…」と感じた程度であったが、こんな機会でもないとまず読むことのない内容の本ということもあり、今回、思い切って読んでみることにした。

本書は毎日新聞科学環境部の記者である須田桃子氏によって書かれたもので、再生医療の取材をとおして以前から面識のあった笹井氏より送られてきた記者会見の招待メールに始まり、論文発表後に発覚した数々の不正、実験や細胞そのもの対する様々な疑惑、理化学研究所の不透明な対応、論文の取



り下げ、笹井氏の死、2002年に発覚したシェーン事件との比較などについて書かれている。全体的に著者の主観や推測、想像によって書かれたと思われるような記述はほとんどなく、著者が取材をとおして一部の当事者や関係者から得た情報、自ら確認できた事実のみが一つひとつ丁寧に取りあげられており、特に著者と笹井氏との度重なるメールでのやりとりの部分からは、笹井氏のSTAP細胞に対する希望や喜び、自信といったものが徐々に不安や焦りに変わっていく様子が鮮明に伝わってくる。最後まで小保方氏とSTAP細胞の存在を信じ続けていたであろう笹井氏のことを考えると、読んでいてとても複雑な心境になった。

昨年12月に再現実験の失敗が報告されるより以前の11月にまとめられたものであり、帯布に「誰が、何を、

いつ、なぜ、どのように捏造したのか？」と書かれている割には、事件の深層的部分についてはほとんど触られていないなど、時期や内容的に中途半端に感じるところもあるかもしれないが、STAP細胞事件の経過を客観的に振り返るとともに、笹井氏など当事者の心境といったものを知ることができると思う。この事件は多くの疑問がはっきりされないまま終わりを迎えてしまったため、人によっていろんな推測や解釈があると思うが、少なくとも僕自身は自分の中で事件の記憶を整理したり、誤解や勘違いを解くことができた。そして、研究というのはどの分野でも、すぐに成果や結果が出るものではなく、何度も失敗したり後退しながら少しずつ発展していくものであるということを確認できた。

今回、臓器の再生や癌の抑制、または若返りの可能性まで秘めていたとされるSTAP細胞の存在は残念ながら否定される結果となってしまった。しかし、少しでも可能性があるなら、このまま終わらせてしまうのは本当にもったいないと思うし、また、この事件の影響により、他の研究者の可能性の芽が摘まれるようなことがあっても困る。僕自身、科学的なことについては全くの素人だが、いつか本当に夢のような細胞が発見される日が来ることを信じて、すぐに目に見える成果や結果を求めるのではなく、長い目でこれからも見守っていきたい。

2015年度の事業推進にあたって

佐佐木 寛治（事務局長）

I. 2015年は、こんな年

「敗戦」70年、「豊中市立児童館」60年、「同対審答申」50年、「部落地名総鑑事件」40年、「リバティおおさか」30年、「阪神・淡路大震災」20年、「人権文化政策監」スタート

1. 「敗戦」70年

「景気回復、この道しかない」と、「アベノミクス」を争点に掲げ、解散・総選挙に打って出た安倍政権は、与党（自民党と公明党）で325議席を獲得し、信任を得たとしてその路線をさらに進めようとしています。しかし、特定秘密保護法や集団的自衛権の行使、原発再稼働については、世論は半数以上が反対しており、また、辺野古の新基地建設についてはオール沖縄でノーの意思が示され、民意とのねじれが生じています。さらに、中国や韓国との緊張関係が続く中、メディアを巻き込んで危機感や排外主義、ナショナリズムが煽られるなかで、嫌中・嫌韓感情が高まり、ヘイトスピーチが常態化し、国連をはじめとする諸外国から憂慮の念が表明されています。そして、二人の日本人がイスラム国によって殺害され、波紋が広がっています。政権批判はイスラム国を利するといった声に、

事件の真相解明はとん挫を余儀なくされる中、テロとの戦いという名の「戦争」が、差し迫った問題として取りざたされ、危機感が煽られています。

こうした中で迎える「敗戦」70年は、平和主義と人権尊重を基軸にしてきた戦後体制をさらに継続発展させるのか、それとも戦争体制づくりと格差や差別を是認する社会へと踏み出すのかが問われる年になるかもしれません。

「河野談話」や「村山談話」の見直しや従軍慰安婦や南京虐殺を否定する言論の強まり、道徳の教科化に見られる精神の支配につながる動きもあり、平和と人権に関わる取り組みの強化は避けて通れません。パネル展や講座、協働事業などを通じて、具体化していきたいと思います。

2. 「児童館」60年

豊中における部落解放運動の画期となった一つとして、「児童館」の建設があります。「これからの運動は教育や!」と、青年や一部の教師が「子どもと教育」に着目し、先進的な取り組みを行いました。解放会館（児童館）は、そうした歴史を引き継いで今あることを改めて確認するためにも、60年の歩みを振り返る作業を進めていきたいと思います。

3. 「同対審答申」50年

「答申」とそれを受けた「特別措置法」33年の時代を経るなかで、部落問題の様相は大きく変わりました。貧困・悲惨と形容された被差別部落の姿は様変わりをし、教育・仕事・福祉をはじめとする生活実態における部落外との「格差」是正もすすみ、被差別の「徴・指標」は解消の過程をたどってきました。その意味では、部落問題が解決に向かってきたことは確認できます。

しかしながら、その先の道程が自動的に進むかと問えば、いまだ克服し切れていない課題、新たな問題があることもまた事実です。だから、改めて部落差別の現実をとらえなおし、それらが提起しているものを踏まえた、今日的なアプローチが求められていると言えます。

部落差別は、さまざまな場面でさまざまに現れますが、突出するのが差別事象・事件です。そして、そこには事件・事象をめぐる人間関係が絡みついており、それを解きほぐすことによって、いわゆる差別意識がどのように人々を縛るのか、行動に突き動かすのか、といったことが見えてきます。

「同対審答申」が、実態的差別と心理的差別とで部落問題をとらえたことに鑑みれば、今日、直面しているのは後者の側面だということになりますが、ことはそう簡単に割り切れるものではないことは、この間の事態が証明しています。教育・啓発の重要性はそ

の通りですが、それによって問題解決が担保されるとは思えません。

人はなぜ差別をするのか？差別の根っこはどこにあるのか？これに焦点をあて、答えさがしをする、その営みの繰り返しが部落問題解決を引き寄せ、人々の内に潜む差別意識を撃つことにつながるのではないのでしょうか。その際、この50年、部落問題の何が変わり、何が変わらなかったのか？変えることができたものは何で、変えることができなかったものは何か？という視点からの問い返しと検証とが不可欠になります。「答申」から50年、部落問題の今をめぐる新たな議論の契機にしたいと思います。

4. 「部落地名総鑑事件」40年

稀に見る悪質な差別事件として、大きな社会問題になった事件から40年の時を経て、インターネットの時代になり、文字情報はデジタル化され、電子空間に拡散され、誰もが入手できるようになりました。「部落地名総鑑」も同様にネット上に暴露されていますが、これを規制する手立てはないままです。

ネット上での最大関心事は、「どこが部落か」「誰が部落民か」というもので、それらにまつわる一方的な情報が氾濫しています。仮想空間での部落問題をめぐる言説に群がる人たちは、想像力を逞しくして「部落」と「部落民」のイメージを作り上げ、それに縛

られるという状況にあります。

そして、こうした差別情報の垂れ流しは、「同和地区はどこか？」と行政機関等に公然・非公然に尋ねるといった事件の誘因にもなっています。40年を経た「部落地名総鑑事件」について、取り組みの検証を含め、今ある地点からどう見るのか、関係者とともに考えていく場をつくりたいと思います。

Ⅱ. 「地区問い合わせ事件」への対応に見る部落問題観

この間、生起している事件をめぐるありようを見ると、現場での対応のあり方の問題に終始しているきらいがありますが、そもそもこの種の事件が提起している問題・課題は、そのレベルにとどまらず、いわば部落問題の根幹に関わるものを含んでいることを理解・認識すべきです。ここのところを踏まえないと、対応マニュアルに囚われて、臨機応変性を欠くことになり、ロールプレイで全てを会得したかのような錯覚に陥り、問題の本質を取り違えるといったことになりかねません。そもそも、現場で「対応力」が発揮できないのは、部落問題を前にしたときに抱く緊張感と得体のしれない感覚によって、思考が縛られ、言葉が奪われるという部落問題固有の困難性のゆえだと思料されます。人々の自由な思考と言葉を阻むもの、それは自らの内に潜む「恐れ・不安」であり、その根っこには、部落問題の闇の世界がありま

す。良かれ悪しかれ、緊張し、言葉を選ばざるを得ない問題として部落問題はあり続けてきたこと、その負の遺産を今も背負っていることを改めて思います。

この縛りや呪縛から自由になるためにも、また、それぞれが持っている部落問題についての見方・考え方、すなわち「部落問題観」を問い直し、磨くためにも部落問題との出会い直しが不可欠です。そうした作業（体験・経験）を経ることによって、他の人権問題と同じように部落問題と向き合うことができれば、事件にもそれなりに対応できるはずです。

Ⅲ. 市民意識調査から見える部落問題観

2013年度に市は、政策企画部による「市民意識調査」（2014年1月実施）と人権文化部による「人権についての市民意識調査」（2013年9～10月実施）を行いました。その結果からいくつかの課題が見えてきます。特に、注目したいのは「自由意見」で、ここには部落問題および同和行政、同和教育に関わって、たくさんの「生の意見」が書き込まれました。昨年も行われた「市民意識調査」では、10件から44件に増え、内容も否定的なものが多数です。「人権についての市民意識調査」は、2000年、2007年について3回目ですが、件数は63件で一番多く、「逆差別」

「寝た子を起こすな」「部落分散論」に代表される「批判、否定、偏見」が多くを占めています。これらの自由意見からは、マイナス・イメージが伝承され、記憶されている現実が根強くあることが読み取れます。また、部落についての差別的発言を聞いたときに、「そのとおり」が10.2%、「そういう見方もある」が52.1%、と回答しています。つまり、62.3%が肯定・容認しているわけです。

「部落問題のわかりづらさ→特別視・タブー視→忌避・偏見の固定化」といったサイクルが頑強に活着している現実介入し、連鎖を揺るがすようなことを考えないと事態は変わりません。意見を書き込んだ市民も含め、ほとんどの人は部落問題の現状について知る機会も場もなく、刷り込まれた意識のままであることをふまえ、啓発・広報のあり方を考えなければなりません。

IV. 「人権文化政策監」体制スタート

初代「人権文化政策監」には山本弥生さん（前・健康福祉部いきいきセンター長）が就任、新任の人権政策課長の高橋明さん（前・人権文化部文化芸術室主幹）と合わせ、新しいツートップによる新しい体制がスタートしました。山本監は、以前に人権文化部におられたことがあり、高橋課長は同じ部におられたわけで、その意味ではお二人は、「人権文化」に馴染みの方です。

しかし、時代や人権や部落問題をめぐる状況もかつてとは変わり、これまでの感覚やありようでは対応しきれなくなってきましたから、蓄積してきた経験や知見を活かしつつ、新たな取り組みを創造していくことが求められます。

そこで改めて、「人権文化政策監」とは何で、その使命・任務は何なのかということについて述べてみたいと思います。

1. 「監」の位置付け

- ①豊中における人権文化行政の新たな歴史を創造するトップ・リーダーである。
- ②庁内外から「畏怖・畏敬」される存在にならなければならない。

①は、市が「すべての施策に横串を入れながら、全庁的に人権施策を総合的に進めていく」と言っていることと重なるものです。②は、「恐れられ、敬われる」ということですが、俗な言葉でいえば「なめられてはいけない」ということです。そのためには、人権文化行政のトップ・リーダーたる「監」は以下の資質を発揮しなければなりません。

2. 「監」に求められる資質

- ①他部局からの独立自尊と指導力
- ②データや資料を読み解く分析力
- ③現場とつながりコントロールする行動力
- ④事案発生時の危機管理能力

ハードルは低くはないと思います。大事なことはその高みをめざす「気概」を持つことです。パイオニアであることを自任しつつ、矜持を保ち、自らを鼓舞しつつ、まわりを包み込んでいく、そんな風景が浮かんでいきます。「事業は人なり」と言いますが、人権文化行政はまさにその言葉が当てはまります。

3. 「監」体制の課題について

「部」から「監」になって何をするのか、何をしなければならぬのか？一言で言えば、これまでのありようとは違ったありようを示すために、自ら課題設定を行い、それを遂行することです。以下にサンプルを提起しますが、これらが新たな人権文化行政を切り拓くための素材となってほしいものです。

(1) 実態把握—課題抽出—「人権行政白書」の作成

- ①人権に関わる「条例」や「基本方針」「計画」「指針」等に照らし、組織は機能しているのかをチェックし、課題を明らかにする。
- ②広報や研修、啓発、人材育成などの取り組みの実情を把握し、課題を明らかにする。
- ③「事件・事象」を経験している部局での対応状況をチェックし、問題点を明らかにする。
- ④一連の作業を通じて明らかになった課題への対応策を検討・提起する。

⑤これは、いわば「人権行政白書」というべきもので、全庁的に共有・対処する。

(2) 実態把握—モデルづくり

- ①これまでの実績の洗い出しを行い、モデル・ケースやサンプルを提示する。
- ②各職場に出向いて、研修・取り組み等の実態把握を行う。

(3) 情報発信—「人権文化政策監つうしん」の発行

- ①人権文化政策監は、人権に関する多面的な情報を不断に収集し、適宜、各部局に提供する。
- ②各部局は毎月、人権文化政策監に人権に関わる出来事や研修などの取り組みの報告をあげる。
- ③人権文化政策監は、それらをもとに「人権文化政策監つうしん」（月報及び年報）を発行し、収集・提供された情報を「人権」の視点でチェックし、問題提起をする。

(4) 危機管理—事例対応

- ①「事件・事象」が起こった際に、現場と連携した取り組みをする。
- ②持てるノウハウを駆使し、初期対応の検証、事案の分析、問題点の把握、事後対応のあり方等について、指導・助言する。
- ③1年間の経過観察を行い、総括報告書を作成する。

<あとがき>

◇昔、ホームレスの男性が犬を連れているのを見て、母が「住む家もない人が犬なんかこうて（飼って）どないすんの」と笑っていたことがあった。傍から見ればそう思う人が多いだろう。しかし名犬ジョリーではないが、自分の食料を半分に分けて共有することで胃袋は満腹でなくとも、心は満腹になる。心の豊かさを求めていけば、やはりその先にあるものが「文化」なのではと最近ようやく考えられるようになった。代表理事の文章は深いものがあります。◇アインシュタインは4歳まで話しませんでした。教師たちからは知的遅滞児、社会性欠如、白日夢想者とみなされていました。大学の入試に失敗しました。後に彼は相対性理論を構築しました。（森田ゆり『多様性トレーニング・ガイド』から。）後世に名を残す学者や著名人たちにも何がしかの障害があった。閉塞感漂うこのストレス社会で、むしろ障害のない人なんて存在しないのではないのでしょうか？◇第二次大戦から70年。安倍政権は昔の事実を目を背け、自分

たちの都合のいいように歴史を歪曲しようとしている。当時の記憶を持つ人たちが少なくなるのをチャンスとでも考えているのか。70年経った今だからこそ、歴史にきちんと向きあうべきではないのだろうか。◇日本の国技と言われる大相撲。恥ずかしながら蒼国来関は知りませんでした。品格を問われバッシングされた元横綱の朝青龍や白鵬関。その行動に問題があったとは思えない。むしろ徹底的に品格を叩き込まれたのか、多くを語らない貴乃花親方がロボットのように見える時期もあった。力士の品格とは「お上に楯突かない」ことなのでしょう。◇アンケートハガキを同封しておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。今年度は毎号同封する予定です。しつこくてすいません。◇連続講座のチラシも同封しました。普段は2色刷りのチラシですが、外注に出したカラーの仕上がりに興奮しています。◇46号11ページの表の「将軍家光」の「光」が抜けていました。申し訳ありませんでした。

人権文化のまちづくり講座

「人権についての市民意識調査にみる部落問題」

とき：**6月8日（月）** 午後6時30分～8時30分

会場：豊中人権まちづくりセンター

講師：石元清英さん（関西大学教授）

**入場
無料**

2013年に豊中市で実施された「人権についての市民意識調査」で、同和問題に関する自由記述に「逆差別」や「寝た子を起こすな」といった意見が多く書かれていました。なぜそのような意見が今なお出なのか。調査に関わってこられた石元さんに分析結果からみえてくる部落問題の現状をお話いただきます。

人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業（豊中市からの受託事業）

●定例相談

とき：月曜・水曜・金曜日の9時～17時

ところ：蛍池事務所（蛍池人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-2315

ひとりで悩まないで

●出張相談

とき：毎月第2・第4木曜日の13時～15時

ところ：豊中市役所第2庁舎1階市民相談課

2. 人権相談（自主事業）

とき：月曜日～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

ところ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-5300

mail：jinken@tcct.zaq.ne.jp HP：http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/

世界人権宣言豊中連絡会議記念講演

「九月、東京の路上で」

～ 1923年関東大震災 ジェノサイドの残響～

とき：**6月23日**（火）午後2時30分～4時30分

会場：豊中人権まちづくりセンター

お話：加藤 直樹さん（「九月、東京の路上で」著者）

入場無料!

申込不要!

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

E MAIL：jinken@tcct.zaq.ne.jp 郵便振替：00960-8-153806

蛍池事務所 TEL:06(6841)2315 EMAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp